

# モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-6-1))

<p>施策目標名</p>	<p>労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること(施策目標Ⅲ-6-1)</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次のことを推進するために実施しています。                  ・不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること                  ・労使紛争を早期かつ適切に解決すること                  ・集团的労使関係法制の普及啓発を図ること</p>						
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○労働組合法(昭和24年法律第174号)により、                  ・厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。                  ・労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあつせん、調停及び仲裁をする権限を有する。                  ・労働委員会は、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。                  ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。とされています。</p> <p>○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)により、                  ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会が都道府県知事の委任を受けて個別労働紛争の処理を行う場合には、必要な助言又は指導をすることができる。とされています。</p> <p>○国際労働関係事業は、アジア、アフリカ、中南米等の国や地域の労働組合関係者、使用者団体関係者及び労働関係指導者等の日本への招へい、フォローアップセミナーの開催及び現地セミナーの開催等を行うことにより、本事業参加者に労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせ、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図り、日本国内の雇用の安定を図ることを目的としています。                  ※根拠法令：雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第115条第13号</p>						
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。                  (項)労使関係等安定形成促進費(全部)【平成25年度予算額:350百万円】                  (項)労使関係安定形成促進費(全部)【平成25年度予算額:409百万円】</p>						
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<p>区分</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度要求額</p>
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>			<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>		
<p>測定指標</p>	<p>指標1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合</p>	<p>基準値</p>	<p>実績値</p>				<p>目標値</p>
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>—</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>24年度</p>
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>—</p>	<p>81%</p>	<p>—</p>	<p>88%</p>	<p>87%</p>	<p>79%</p>	<p>75%</p>
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>—</p>	<p>50</p>	<p>50</p>	<p>50</p>	<p>50</p>	<p>75</p>	<p>—</p>
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>—</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>24年度</p>
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>—</p>	<p>521日</p>	<p>420日</p>	<p>495日</p>	<p>385日</p>	<p>385日</p>	<p>1年6ヶ月以内</p>
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>—</p>	<p>1年6ヶ月以内</p>	<p>1年6ヶ月以内</p>	<p>1年6ヶ月以内</p>	<p>1年6ヶ月以内</p>	<p>1年6ヶ月以内</p>	<p>—</p>

指標3 申立てから1年6か月以上係属している事 件数	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	54件	54件	47件	29件	4件	8件	0件
年度ごとの目標値		—	—	—	0件	0件	
指標4 調整事件の終結までの日数(取下げ事件 等を除く)が2か月以内(自主交渉による 中断がある事件は3か月以内)である割 合	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	—	80%	88%	100%	100%	100%	100%
年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%	
指標5 国際労働関係事業による研修を受講した 研修生の人数の割合(実績/計画)	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	—	92%	90%	97%	94%	100%	80%
年度ごとの目標値		80%	80%	80%	80%	80%	

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: <a href="http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi">http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi</a>  厚生労働省における政策評価に関する基本計画 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/keikaku-kekka-p.pdf">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/keikaku-kekka-p.pdf</a>  労使関係総合調査(指標1関係) URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html</a>  審査の期間の目標(指標2、3関係) URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/churoi/shinsa/futou/futou06.html">http://www.mhlw.go.jp/churoi/shinsa/futou/futou06.html</a>  審査の期間の目標の達成状況(平成24年末)(指標2、3関係) URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/churoi/pdf/happyou_shiryou_20130207_1.pdf">http://www.mhlw.go.jp/churoi/pdf/happyou_shiryou_20130207_1.pdf</a>  関連事業の行政事業レビューシート URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2013/h24_pdf/3-6-1.pdf">http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2013/h24_pdf/3-6-1.pdf</a>  雇用保険二事業懇談会の概要 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken04/pdf/25_youshi.pdf">http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken04/pdf/25_youshi.pdf</a></p>
----------	---

担当部局名	政策統括官(労働担当)付 労働担当参事官室 中央労働委員会事務局 総務課	作成責任者名	岸本武史参事官 川口達三総務課長	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---	--------	---------------------	----------	---------